

公契約の条例及び制度に関する
検討結果報告書

[要約版]

平成 30 年 8 月

庄原市公契約条例等検討委員会

1 公契約制度の現状と課題

(1) 条例制定の動向

- ・平成 22 年 2 月、千葉県野田市が全国自治体初の「公契約条例」を施行。
- ・条例の傾向は、賃金条項を明記した「総合型条例」、契約発注での基本的理念を盛り込む「理念型条例」に分かれる。

全国自治体における公契約条例等の状況

(平成 30 年 4 月現在)

総合型条例（賃金条項あり） 21 自治体	理念型条例（賃金条項なし） 23 自治体
<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県 野田市、我孫子市 ・埼玉県 草加市、越谷市 ・東京都 多摩市、国分寺市、渋谷区、足立区、千代田区、目黒区、世田谷区 ・神奈川県 川崎市、相模原市、厚木市 ・愛知県 豊橋市 ・三重県 津市 ・兵庫県 三木市、加西市、加東市 ・高知県 高知市 ・福岡県 直方市 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県、山形県、長野県、愛知県、岐阜県、奈良県 ・北海道 旭川市 ・岩手県 花巻市 ・秋田県 秋田市、由利本荘市 ・福島県 郡山市 ・群馬県 前橋市 ・東京都 江戸川区 ・石川県 加賀市 ・岐阜県 大垣市、高山市 ・愛知県 碧南市、尾張旭市 ・三重県 四日市市 ・京都府 京都市 ・奈良県 大和郡山市 ・兵庫県 尼崎市 ・香川県 丸亀市

(2) 公契約条例制定の課題

①法的課題

- ・最低賃金法等の労働法上の課題
- ・独占禁止法上の課題
- ・地方自治法上の課題

②事業者の課題

- ・賃金台帳等書類の作成など、業務量の増加と経営への影響
- ・各社独自の給与体系、昇給制度に対する取扱い
- ・経験年数を考慮せず、賃金を一律に扱うこと

③実務上の課題

- ・条例の効果等、実効性の確保
- ・市民、業界団体等の理解
- ・制定に伴う組織体制整備、賃金支払状況の把握等事務量の増加
- ・条例適用となる建設工事及び業務委託等の対象範囲の設定
- ・庄原市が決定する報酬下限額（労働賃金の額）の設定

(3) 庄原市における公契約に係る取り組み状況

平成 19 年度以降、電子入札システムを活用した一般競争入札の実施などの取り組みを実施。

年度	取り組み等
平成 19	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札システムの導入 ・条件付一般競争入札の実施 ・建設工事における最低制限価格の設定
20	<ul style="list-style-type: none"> ・優良業者認定制度、優良技術者表彰制度の導入
22	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事における総合評価落札決定方式の導入
23	<ul style="list-style-type: none"> ・測量コンサルタント、建築設計等業務委託における最低制限価格の設定
25	<ul style="list-style-type: none"> ・旧労務単価を適用して積算した公共工事、業務委託等における新労務単価早期反映の特例措置の導入
26	<ul style="list-style-type: none"> ・測量コンサルタント等業務における総合評価落札決定方式の試行導入 ・市議会「公契約条例の制定を求める決議」の議決
27	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討会議 6 回、先例地調査、アンケート調査（市内事業主・従業員・市民）、先例地視察（兵庫県三木市）等による調査・検討 ・「公契約条例に関する調査検討結果について」市議会へ報告
28	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格の算定方法等の契約制度の見直し ・小規模修繕業者登録制度の開始 ・「公契約に係る取り組みについて」市議会へ報告
29	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格の算定方法等の契約制度の見直し ・庄原市公契約条例等検討委員会設置

2 公契約制度に関する調査

(1) 庄原市における公契約条例に関するアンケート調査

〔調査目的〕 公契約における賃金・労働環境の実態把握、公契約条例に対する意識調査

〔調査内容〕 ・公契約条例の認知度、必要性
・賃金水準、仕事量の動向
・市の入札契約制度に対する意見

〔調査対象〕 市発注工事等の契約事業者及びその従業員、一人親方、市民（プランナー・モニター）

〔調査期間〕 平成 29 年 11 月 29 日～12 月 18 日

①事業主 （53 者中 28 者が回答）

〔建設工事関係〕

- ・公契約条例の認知度は、前回（平成 27 年）調査と比べ、上がっていない。
- ・この 3 年間の賃金状況は、前回、今回ともに 4 分の 3 の事業所が「賃金を引き上げた」と回答。
- ・自由意見では、「公共事業の量の確保」「平準的な発注」「適正な設計と工期の確保」を望む声が比較的多い。

〔業務委託・指定管理関係〕

- ・公契約条例の認知度は、前回調査より少し上昇。
- ・この 3 年間の賃金状況は、前回、今回ともに 4 分の 3 の事業所が「賃金を引き上げた」と回答。

②事業所従業員 （159 人中 71 人が回答）

- ・公契約条例の認知度は、前回調査と比べても、あまり上がっていない。
- ・この 3 年間の収入変化では、前回、今回共に全体の半数以上が「多少増えている」と回答。
- ・自由意見では、公共事業の量の確保を求める声が多い。

③一人親方 （40 人中 27 人が回答）

- ・公契約条例の認知度は、6 割以上の方が「知らない」と回答。
- ・この 3 年間の収入変化では、半数が「変わらない」と回答。
- ・この 3 年間の仕事量では、4 割弱が「変わらない」と回答。

④市民（プランナー・モニター） （90 人中 8 人が回答）

- ・公契約条例の認知度は、前回調査と比べても上がっていない。

(2) 公契約関係者からの意見聴取

〔目的〕 検討委員が、公契約に関わる経営者・労務従事者等から直接意見を聞き、公契約条例等の検討を行うための参考とするもの。

〔対象〕 建設事業者、一人親方、市の業務委託・指定管理関係者

〔聴取内容〕

- ・市の入札契約制度に対する意見
- ・公共事業受注による利益等の実態
- ・下請契約の現状
- ・賃金、労働条件確保に必要な対応

〔聴取日〕 平成30年1月25日、2月9日

(建設事業関係者) 庄原市建設業協会 …1名出席

主な意見
<ul style="list-style-type: none">・利益率を上げるためには発注の平準化が必要。・これ以上業者が減少すれば、地域の安全、安心にも影響が出ることを懸念。・建築工事は専門的な工種が多く、市内業者だけでの対応は難しい。・企業利益を上げられる制度構築が必要。それが労働者の賃金確保、労働条件改善に繋がる。・労務単価引き上げも重要だが、公共事業の確保と発注の平準化が最も重要。・現在も膨大な書類作成が必要。条例制定で更に提出書類が増えると、対応困難。

(一人親方関係者) 広島県建設労働組合 第12地域連合庄原 …2名出席

主な意見
<ul style="list-style-type: none">・公共、民間問わず、約8割は市内業者で施工可能。地域内業者の積極的活用を望む。・下請業者への適正な賃金確保が、工期遵守、品質向上、担い手確保に繋がる。・適正価格、適正工期での発注。・分離発注の促進、多重下請の抑制。ダンピング受注対策も重要。・年間を通したバランスの良い発注。・担い手育成のため、法定福利費や安全経費が確実に支払われる制度の構築。

(建設事業者関係者) 庄原市建設安全協議会 …1名出席

主な意見
<ul style="list-style-type: none">・低価格でも落札しなければ経営が成り立たないということが低入札の背景。発注量が充分あれば、低入札の必要がなくなる。・市内業者で施工可能なのは30%程度。市外業者発注の場合でも価格交渉等している。・発注額増加や業者数バランスを図るなど、条例制定より重要なことは他にある。・条例制定で、発注者、受注者ともに莫大な費用、労力が必要。・発注は、時期をバランス良くしてもらうことが理想。

(業務委託関係者) 庁舎総合管理事業者 …1名出席

主な意見
<ul style="list-style-type: none">・物価、賃金の状況も日々変わり、条例制定することに費用対効果があるのか疑問。・障害者の雇用、ボランティア活動・子育て支援等、業務以外の取組が評価される入札制度の構築が、業者育成にも繋がる。

(指定管理関係者) 保育所指定管理事業者 … 1名出席

主な意見

- ・業績に応じ、賞与対象月数の増加、基本給増額などに取り組んでいる。
- ・ここ数年、延長保育需要が急増。保育士の必要人数も増加傾向。
- ・条例制定による給与上昇率が数%程度なら対応可能、それ以上になれば全職員への反映は困難。

(3) 公契約条例等を制定した自治体の視察

〔視察先〕 兵庫県三木市

〔視察人員〕 5名(検討委員)

〔随行員〕 2名(管財課長、契約係長)

〔視察日〕 平成29年11月13日(月)

〔視察内容〕

①視察先職員から、公契約条例に係る取り組み、条例制定の経過等の説明

- ・前市長の選挙公約でもあったことから、トップダウン的に取り組みが開始。
- ・平成26年3月議会で議決。一部反対意見はあったものの、賛成多数で可決。
- ・条例制定に際して、労働団体、経済団体(商工会)、学識経験者(大学准教授)で構成する検討委員会を立ち上げ、厚木市の条例を参考に準備。
- ・条例制定前にパブリックコメントを実施(意見数170)。ほとんどが労働団体の組織的なもので、すべて賛成の内容。
- ・条例施行後、労働報酬審議会を設置。
労働報酬下限額の意見を聞き、毎年3月議会で下限額を改定。
- ・労務単価の変更が容易でないため、金額条項を条例から外し、規則で定める改正を予定。

②条例の施行に伴う事務執行状況、成果・課題等を聞き取り

- ・施行から3年経過。効果、実効性が見えていない。
- ・年間数件の対象工事で、どう効果があったかを量ることは非常に難しい。
- ・落札率は、制定前(90%前後)より下がっている。
- ・下請も2次、3次とあり、大変な量の提出書類や作業であると思う。
- ・市外業者でも、条例の対象事業に従事した場合、全て対象となる。
- ・社会保険未加入対策、休日確保など国と同様の取り組みが広がれば、条例は必要ないと感じる。
- ・兵庫県内では、尼崎市は議員提案が否決。加西市での制定を受け、加東市でも条例を制定。丹波市などでも話は出ている様子。

3 検討委員会の取り組み

(1) 調査・検討の経過

年度	回次	内容
平成 29	第1回 (8/4)	・検討委員会の基本的事項の確認、決定 ・基礎資料の説明等、意見交換
	第2回 (9/27)	・公契約における条例制定の必要性及び実効性 ・公契約制度の検証 ・アンケート調査の実施検討 ・意見交換
	第3回 (11/13)	・公契約条例設置自治体の視察（兵庫県三木市）
	第4回 (1/25)	・視察報告、アンケート結果検証 ・公契約関係者からの意見徴収（建設業協会、建設労働組合） ・意見交換
	第5回 (2/9)	・公契約関係者からの意見徴収 （建設安全協議会、業務委託事業者、指定管理事業者） ・意見交換
	第6回 (3/23)	・公契約の条例及び制度に関する検討結果報告書（素案）の内容検討 ・意見交換
30	第7回 (8/30)	・公契約の条例及び制度に関する検討結果報告書（最終案）の確認

(2) 意見交換の内容（主な意見等）

■公契約条例について

- ・公契約条例を制定した場合、下請業者全ての労働条件を元請業者が管理することとなり、元請業者に大きな負荷がかかる。
- ・契約上必要な事項は契約約款で定めるなど条例制定以外の方法もあるのではないかな。
- ・労務単価を上げて、実際の利益が上がらなくては意味がない。公契約条例と利益の増は直接的には結びつきづらいのではないかな。
- ・適正価格で下請契約し、利益を出した上で必要な法定福利費等を賄うのが理想。
- ・条例制定で行政が民間の契約へ介入することは、法に抵触する可能性もある。
- ・条例制定が必要とは思えない。様々な課題は個別制度の見直しや運用で対応すべき。
- ・アンケート、意見聴取等の結果をしっかりと反映し、更に法的な課題にも触れた上で、「庄原市において条例制定は喫緊の課題ではなく、必要性は認められない」との結論に至るべき。
- ・重要なのは、庄原市にとって条例が本当に必要なのかどうかということ。

■公契約制度について

- ・発注の平準化はこれまでも課題。
- ・工事施工時の提出書類が膨大との意見あり。以前と比較し増えていると思う。
- ・適正価格での発注と発注量の確保が最重要なのではないかな。

4 検討結果

(1) 公契約を取り巻く状況

- ・国は、公共工事設計労務単価を6年連続で引き上げ。
平成24年度との比較 全国平均で43.3%上昇（ピーク時の97%まで回復）
- ・最低賃金も全国的に上昇傾向が続く。
平成24年度と平成29年度との比較 全国平均13.2%、広島県13.8%上昇。
- ・今回実施したアンケート結果から、庄原市の公契約に携わる労働者の労働環境でも賃金改善の動きが続く。
- ・平成26年改正の担い手3法、政府の「働き方改革実行計画」などにより、労働者の処遇改善を通じた担い手の中長期的な確保・育成のための様々な取り組みが進められている。

(2) 公契約に係る条例制定の必要性及び実効性について

- ・本市の現状を踏まえた上で、条例が本市にとって必要かどうかということが重要。
- ・庄原市では、これまで様々な入札制度改革を行い、適正価格による発注、受注の構築に努めている。
- ・賃金支払状況の把握、条例の対象範囲・報酬下限額の設定、制度理解や周知、事業者・発注者の事務量の負担増など、条例の実効性確保には多くの課題がある。
- ・市内事業者等へのアンケートからは、賃金上昇の傾向が伺える。
- ・市内事業者等へのアンケートや意見聴取では、発注の平準化、適正価格・工期での発注を望む意見が多い。
- ・様々な課題は個別制度の見直しや運用で対応すべき。
- ・根本的な課題解決には、従来から庄原市が主張する「労働条件については、労働基準法や最低賃金法など労働関係法令で規定されており、国全体の政策として実施されることで、その実効性が確保されるものである。」との考えに基づく国全体での仕組みづくりが必要。
- ・検討委員会で意見を検証し、総合的に検討を行った結果、本市において条例制定は喫緊の課題ではなく、必要性は認められない。

(3) 庄原市の公契約制度について

- ・庄原市では、様々な入札制度改革を行い、適正価格による発注、受注の構築に努めている。
- ・アンケート意見では、公共事業の量の確保、平準的な発注、適正な設計価格や工期の確保を望む意見が多い。庄原市における今後の入札・契約制度を考える上では、改善に取り組んでいかなければならない。